

こども家庭庁に期待される役割

子どもの安全の確保は、こども家庭庁の「一丁目一番地」
(現状)

1 子どもを守るべき機関が縦割りで機能していない—特に虐待対策について

東京、千葉、福岡等全国半数程度の児童相談所が強固な他機関排除体質で、警察と虐待案件を一部しか共有も連携もせず、虐待死事件がいつまでも多発
⇒神ならぬ人間の身で正確な虐待リスクの判断は不可能(親は虐待を否定、子どもは訴えられない)という謙虚な立場に立ち、縦割りを解消し、警察と案件を共有し警察の有する情報も含めリスクを正確に判断、連携して家庭訪問・指導することにより子どもの安否をより頻繁に確認する態勢が必要
⇒「児童相談所、市町村、警察の全件共有と連携して活動する態勢」の整備

2 子どもを性犯罪から守る法制度が整備されず、取組がバラバラ

- (1)①性犯罪前歴者の情報を生かす仕組みが整備されないまま、学童保育施設、スポーツ指導の場、学習塾等子どもと接する業務に性犯罪前歴者が従事
 - ②子どもと接する業務において性犯罪防止対策が全く義務付けられず、子どもが被害を訴えても、多くのケースで警察に通報もされず、うやむやにされる。
 - ③子どもへの性犯罪の危険な前段階のグルーミング行為(手なづけ行為)が放置
- (2)各省庁の取組がバラバラで総合的・計画的に推進されていない

(こども家庭庁に期待される役割—国、自治体の司令塔)

1 子どもを虐待から守るため、縦割りを解消して、関係機関が連携してベストの力で子どもたちを守る態勢を整備することを方針とし(Working Together—関係機関が連携して頑張ろう)、**児童相談所、市町村、警察が虐待案件を全件共有して連携して活動する態勢整備**のための指針、情報システム整備の予算措置

2(1)子どもに対する性犯罪対策として、「子ども性犯罪保護法(仮称)」を制定

し、DBS制度の導入、学校、子どもに接する事業者、スポーツ団体等への性犯罪対策の義務付け、グルーミング行為の禁止等を規定する。

(2)「**子ども安全基本法**」を制定し、「**子ども安全基本計画**」を**政府が策定**し、総合的・計画的に子どもを守る施策を推進する(参考:犯罪被害者等基本法の「犯罪被害者等基本計画」)